

様式第1号（第5条関係）

利用を希望するときには、下記の項目を記入してください。

男鹿市選挙管理委員会委員長様

投票移動支援申請書

令和8年1月23日

男鹿市移動困難者のための投票移動支援要綱第5条の規定により申請します。

ふりがな 氏名	とうひょう しん 投票 支援	生年月日	昭和20年1月1日
住所	男鹿市船川港船川字泉台66-1		
居所等	(※送迎場所が住所と異なる場合のみ記入) 男鹿市隣の佐藤さん宅		
連絡先 (電話番号)	090-1234-5678		
利用希望日	令和8年1月28日(水)		
歩行の状態等 <u>同伴者の有無</u> <u>あり</u>	自ら送迎車両まで移動及び乗降ができない場合、介助する方の同伴が必要です。 同伴する方の氏名及び連絡先 氏名 投票 環境 連絡先 090-1234-5678		
対象となる 事由	確認欄	該当する項目にチェック☑してください	
	<input checked="" type="checkbox"/>	おおむね65歳以上の単身世帯又は高齢者のみの世帯である	
	<input checked="" type="checkbox"/>	病気や障害などにより公共交通機関などを利用することが困難である	
個人情報に に関する同意	同意欄	支援の実施にあたり次の事項に同意する (同意の場合は同意欄にチェック☑してください)	
	<input checked="" type="checkbox"/>	申請者の個人情報の確認を行うこと	
	<input checked="" type="checkbox"/>	移動支援事業者へ申請者の個人情報を提供すること	

申請内容に関する確認。相違ない場合チェック☑してください

<input checked="" type="checkbox"/>	男鹿市移動困難者のための投票移動支援要綱第3条【市内に居住・補助の移動手段なし・単身又は高齢者のみの世帯又は病気や障害により公共交通機関の利用が困難・自ら移動等可能又は移動困難な場合は付添人等の同伴可能】に該当し、上記の申請内容に相違ありません。
-------------------------------------	---

【注意事項】

- 1 移動支援は、期日前投票期間中及び当日投票のための送迎です。左記以外の期間の移動支援は行いません。
- 2 途中下車や、男鹿市選挙管理委員会が指定する目的地以外への移動はできません。
- 3 申請の状況等によっては移動支援をお断りする場合があります。
- 4 他の利用者との乗り合わせで運行する場合があります。